

「村議会モニター」を募集します

村議会には、村民の皆さんの代弁者として、村政・むらづくりにかかわる責務があります。毎年1回程度、各自治会にお邪魔して「議会と語る会」を開催しているものの、村議会の役割や議員の日常の活動について、直接村民の皆さんからご意見をいただく機会は限られています。



そこで、村議会の活動についてご理解いただき、村民の目線でご意見をいただくために、この度、「村議会モニター」制度を設け、モニターとなっていただける方を募集します。

- 応募資格** 18歳以上の村民であり、村政に関心をお持ちの方。
*「村民」とは、村内に住所を有する方以外に、村内で働く者、学ぶ者、活動する方も含めます。
- 募集人数** 10名程度（任期：令和6年4月～令和7年3月までを予定）
*応募者多数の場合、性別や年代、自治会などを考慮して選考させていただきます場合があります。
- 主な活動** 年4回程度、議員も交えた意見交換会を開催します。
適宜、アンケートなどにご回答をいただきます。

- (補足説明)①年4回の定例議会終了後(あるいは議会広報発行後)にモニター会議を開催し、ご意見をいただきます。(出席者には、わずかながら費用弁償をお支払いする予定です。)
- ②適宜アンケートシートを配布して、ご回答を提出いただくことを想定しています。(会議欠席の場合を補うためにも、アンケートを活用します。)
- ③いただいたご意見は、記録して適宜検討しますが、発言されたモニターのお名前については(自由な発言をいただくために)公表しません。
- *モニターの方の無理のない範囲でご協力いただきます。

- 募集期間** ~~令和6年2月29日まで~~ (定員に満たない場合、再募集します。)
令和6年3月18日まで延長しました。
- お問合せ** 日吉津村議会事務局 電話 0859-27-5957
e-mail gikai@vill.hiezu.lg.jp

参考 日吉津村議会モニター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日吉津村議会モニター（以下「村議会モニター」という。）を設置することにより、村民からの要望、提言、その他意見を広く聴取し、日吉津村議会（以下「村議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、会議とは、村議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び村議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 村議会モニターの定員は、10名以内とする。ただし、議長が認めたときはこの限りでない。

(資格)

第4条 村議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 村内に住所を有する者、又は村内で働く者、学ぶ者、活動する者。
- (2) 年齢満18歳以上の者であり、かつ、日吉津村職員、各種議会議員又は各種行政委員でないこと。

***各種行政委員とは、地方自治法に規定されている執行機関で、監査委員・教育委員・農業委員会委員・選挙管理委員会委員・固定資産評価委員のことを言います。
(その他の委員の方は、モニターへ応募いただけます。)**

- (3) 村議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (4) 村政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 村議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 村議会モニターは、公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。

2 議長は、前項の規定により村議会モニターの委嘱にあたっては、年齢、地域、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 村議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該村議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 村議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 村議会モニターの任期は2年とし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 村議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書または口頭にて述べること。

(2) 日吉津村議会だより、その他の広報活動に関する意見を文書または口頭にて述べること。

(3) その他議長が必要と認めたこと。

(謝金)

第10条 村議会モニターに対する謝金は、予算の範囲内で支給する。

(意見の取扱い)

第11条 村議会モニターから提出された意見については、議長は必要に応じ関係する会議に送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該意見を述べた村議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。ただし、会議録は要点記録とし、村議会モニターの氏名は公表しないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、初年度における村議会モニターの任期については、第8条の定めにかかわらず、令和7年3月31日までとする。